

東京ゼロエミ住宅ロゴマーク（登録商標）取扱要領

（制定）令和 6 年 3 月 26 日付 5 環気環第 485 号

（目的）

第 1 条 この要領は、東京都（以下「都」という。）における東京ゼロエミ住宅ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の商標の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

- 第 2 条 ロゴマークの使用については、商標法（昭和 34 年法律第 127 号）、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和 39 年 3 月 31 日条例第 25 号）、東京都公有財産規則（昭和 39 年 3 月 31 日規則第 93 号）及び東京都産業財産権等取扱要綱（平成 16 年 6 月 29 日付 16 財財総第 132 号）に定めるもののほか、本要領の定めるところによる。
- 2 本要領で使用する用語は、前項によるもののほか、東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱（令和元年 6 月 28 日付 31 環地環第 86 号）で使用する用語の例による。
- 3 本要領においてロゴマークとは、登録商標第 6382235 号に定める商標のうち、第 42 類「建築物の省エネルギー性能についての審査・適合確認書及び認証書の交付・公表並びに試験・検査・研究」の役務について使用するものをいう。これ以外の指定商品役務については、登録商標として使用しない。

（ロゴマーク使用に係る基準）

- 第 3 条 都は、東京ゼロエミ住宅の制度に関する基準を定め、本制度のシンボルとしてロゴマークを位置づけ、都民への事業周知としてウェブサイト又は広報等にロゴマークを使用する。
- 2 都は、ロゴマークの使用を希望する者に対して、表 1 の左欄に掲げる対象に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる使用権の範囲内でロゴマークを商標として使用することを許諾できる。

表 1

対象	使用権の範囲
一 公益財団法人東京都環境公社	建築物の省エネルギー性能についての公表
二 認証審査機関として、東京ゼロエミ住宅に関する認証審査を実施している者	建築物の省エネルギー性能についての審査・適合確認書及び認証書の交付・公表
三 東京ゼロエミ住宅設計確認書の交付を受けた住宅の設計、建築、販売若しくは賃貸又はその仲介を行っている者	建築物の省エネルギー性能についての公表

- 3 ロゴマークの使用を許諾する期間は、ロゴマークの使用を許諾した日から最長 5 年間とし、期限が到達した場合は、再度申請を受け付け、その時点での状況を確認する。

4 ロゴマークの使用を許諾する地域は、日本国内とする。

（使用の条件）

第4条 使用者は、ロゴマークの使用に当たり、次に掲げることを遵守するものとする。

- 一 別紙「東京ゼロエミ住宅ロゴマークデザインガイドマニュアル」に則って使用すること。
- 二 第三者がロゴマークを不正に使用できないよう適正な管理を図ること。
- 三 表1三に掲げる者が使用する場合、東京ゼロエミ住宅の認証を受けた住宅であることを示す目的に限って使用すること。

（再使用許諾）

第5条 表1一に掲げる者は、別途都と締結する契約に基づき、同表の二及び三に掲げる者に限り、それぞれの使用権の範囲内でロゴマークの使用を許諾することができる。

（要領の改定）

第6条 本要領は、都により、事前の通知なく必要に応じて改定される場合がある。

（その他）

第7条 本要領に定めのない事項については、都が判断するものとする。

附 則（令和6年3月26日付5環気環第485号）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。